

○議長（茅沼隆文）

皆さん、こんにちは。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより平成29年開成町議会、3月定例会議第4日目の会議を開きます。

午後 1時30分 開議

早速本日の日程に入ります。

日程第1 議案第13号 平成29年度開成町一般会計予算から、日程第7 議案第19号 平成29年度開成町水道事業会計予算までを一括議題としております。

本日は、議案第14号 平成29年度開成町国民健康保険特別会計予算から行います。細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

それでは、本紙の183ページをお開きください。議案を朗読させていただきます。

議案第14号 平成29年度開成町国民健康保険特別会計予算。

平成29年度開成町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億9,974万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月7日提出、開成町長、府川裕一。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算、歳入、1款国民健康保険税から11款諸収入まで。

続いて、歳出でございます。186ページになりますけれども、1款総務費から11款予備費まで、合計17億9,974万2,000円となります。

それでは、内容を御説明いたします。189ページをご覧ください。

189ページ、歳入歳出予算事項別明細書でございます。総括として、本年度と前年度予算額を比較しております。

まず、歳入でございますが、国民健康保険税については、被保険者の減少により、前年度より1,156万1,000円、2.9%の減といたしました。その他の主な増減についてでございますが、3款国庫支出金は被保険者の減に対し、医療給付費が伸びていることから、療養給付費の負担金が増加し、3,268万5,000円、前年度比12.4%の増としております。

4款療養給付費等交付金は退職被保険者の減により、退職者医療費交付金が2,5

00万円の減としております。

5款前期高齢者交付金は、前々年度の精算額確定したことにより、29年度における減額調整を見込み、7,300万円の減で計上いたしました。

次に6款県支出金でございますが、医療給付費が伸びていることから、普通調整交付金の増を見込み、876万3,000円、12.1%の増でございます。

7款共同事業交付金は、県内の市町村国保の間の保険税の平準化や財政の安定化を図るために、国保連から交付されるものでございますが、高額医療費の伸びから、前年より5,700万円あまりと大幅に増加をして計上しております。

次に9款繰入金でございます。法定繰入分である保険基盤安定繰入金、保険税軽減分及び保険者支援分とも前年度より増加で計上しております。

また、法定外繰入金であるその他一般会計繰入金は、前年度と同額といたしました。

続いて歳出になります。190ページをお開きください。歳出でございます。2款の保険給付費でございますが、被保険者の減に対して、医療給付費が伸びており、前年よりも1,200万円あまり、1.1%の増額で計上をいたしました。

保険者としての拠出分である、3款の後期高齢者支援金等、また、6款の介護納付金、7款の共同事業拠出金は、前年度より減額となっております。これは被保険者の減によるものでございます。

7款の後期高齢者支援金、6款の介護納付金につきましては、被保険者の伸びが抑えられていることから、前年度と比べて減額で計上をしております。

その結果、本年度と前年度を比べますと、歳入歳出とも、前年度より778万2,000円の減で計上をいたしました。

それでは、別冊の48ページ、49ページをご覧くださいと思います。

まず歳入でございますが、国民健康保険税の一般の被保険者、国民健康保険税になります。説明欄に記載のように、被保険者、世帯とも減少しております。一般被保険者数は3,600人、世帯数は2,110世帯と想定し、現年度収納率を95%と想定いたしました。前年の当初予算額より210万9,000円の減となります。

次に、後期高齢者支援金分でございます。こちらも前年当初と比べまして、76万7,000円の減となっております。

次に、介護納付金分でございます。こちらは一般被保険者の40歳以上65歳未満を対象としておりますけれども、こちらは1,100人、865世帯と想定し、前年当初よりも90万5,000円の増といたしました。

次に一般の滞納繰越分でございます。それぞれ医療、介護、後期について、実績を見ながら前年同額を見込んでおります。

続いて、退職被保険者等国民健康保険税です。退職分の医療給付分ですが、こちらも移動処理データを基礎としまして、退職者被保険者数100人、90世帯と想定しました。収納率については、一般と同様に95%と想定し、前年当初より616万3,000円の減を見込んでおります。

次に、後期高齢者支援分です。こちらも前年当初よりも165万8,000円の減

を見込んでおります。

続いて、介護納付金でございます。こちらも40歳以上65歳未満が対象ですが、100人、90世帯と想定し、前年当初よりも176万9,000円の減を見込んでおります。

次に、滞納繰越分については、いずれも前年同額で見込んでおります。

一つ飛んで、国庫支出金になります。療養給付費負担金及び次の拠出金負担金ですが、国32%の割合の負担分でございます。

一つ飛んで、高額医療費共同事業費負担金です。これはレセプト1件80万円を超える医療費についての負担金でございますけれども、高額医療費共同事業拠出金3,119万5,000円に対する、国の4分の1の負担分になります。

次の特定健康診査等負担金でございますが、特定健康診査事業の補助基準額に対して、国3分の1の負担分になります。

二つ飛ばせていただいて、退職者医療費交付金です。退職被保険者医療給付費について、退職被保険者等に係る保険税を除いた額が社会保険、診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

一つ飛びまして、前期高齢者交付金です。65歳から74歳までの前期高齢者の全国平均加入割合が高い保険者に対して、支払基金から交付されるものでございます。こちらは前々年度の精算額の減額、5,400万円ばかり減額になりまして、その影響により、支払基金のシミュレーションに基づいて、前年当初よりも7,300万円の減を見込んでおります。

次のページをご覧ください。50ページ、51ページになります。県支出金でございます。高額医療費共同事業負担金になります。国と同様、県も4分の1の負担分ということで計上しております。

一つ飛びまして、県補助金の普通調整交付金です。一般被保険者に係る療養の給付費等負担金の算定額の100分の8相当となります。

一つ飛ばせていただいて、共同事業交付金になります。高額医療費共同事業交付金ですが、こちらも高額な医療費が発生した市町村に国保連から交付される交付金でございます。レセプト1件当たり80万円を超える医療費が対象となりまして、高額医療共同事業拠出金の3,119万5,000円に対し、2分の1の負担分となります。

次に保険財政共同安定化事業交付金でございますが、保険財政共同安定化事業拠出金支給事業分3億7,800万円を国保連が負担いたします。

一つ飛びまして、繰入金になります。まず、保険基盤安定繰入金、保険税軽減分でございます。こちらは被保険者の保険税負担を軽減するために、保険税の軽減対象となりました一般被保険者の数に応じて、国及び県から補填されるものを、一般会計から特別会計に繰り入れております。

次の保険基盤安定繰入金の保険者支援分でございますが、こちらも保険税の負担を軽減するために、低所得者を多く抱える市町村に対して支援された分を特別会計に繰り入れるものでございます。

一つ飛びまして、出産育児一時金等繰入金でございますが、歳出側の出産育児一時金の3分の2にあたる枠を一般会計から繰り入れるものでございます。

次の財政安定化支援事業繰入金でございますが、所得の少ない被保険者が多いなどの理由によりまして、国保財政に影響のある市町村について、財政の安定化と保険税負担の平準化のために、一般会計から特別会計に繰り入れるものでございます。

次に、その他一般会計繰入金ですが、医療費の増大に対応するため、一般会計から特別会計に繰り入れるものでございますが、先程お話ししましたように、前年同額を計上させていただきました。

以下につきましては、項目設定等になりますので、省略をさせていただきたいと存じます。

続きまして、歳出になります。52ページ、53ページをご覧ください。

52ページ、歳出でございます。まず、総務費の一般管理費になります。こちら職員給与費と国保行政の運営に必要な書籍等の購入等でございます。また、国民健康保険のシステム負担金を支出しております。

続いて、連合会負担金ですが、国民健康保険団体連合会の運営を円滑にするために、負担金を拠出するものでございます。

続いて、町税費、賦課徴収費です。こちらは6月に賦課決定をしておりますけれども、必要な納税通知書等の印刷、送付及び収納処理の経費でございます。

次の国民健康保険運営協議会費でございますが、事業運営上の重要課題について、協議、検討を行うための委員報酬でございます。昨年は6人で3回分でございますが、30年度の広域化を見据えまして、審議事項が増加すると見込み、5回分を計上させていただきます。

続いて、保険給付費、まず、一般の被保険者療養給付費でございます。被保険者数は減少しておりますけれども、療養給付は増加すると見込みまして、前年度より4,700万円増といたしました。

次の退職分につきましては、対象者の減から3,100万円の減で計上しております。

次に、一般被保険者療養費支払事業費です。一般被保険者の補装具、柔道施術費等の療養費用額の保険者負担分です。その下は退職分となっております。

一つ飛びまして、高額療養費です。一般の被保険者高額療養費支払事業費ですが、一般被保険者の医療費自己負担分につきまして、一定額以上の高額負担が発生した場合に、費用を支出いたします。

次の退職の高額分とともに、前年並みを見込ませていただきました。

次は、一般被保険者高額介護合算療養費になります。国保と介護の自己負担を合算した額が、自己負担限度額を超えた場合に支給をするものでございます。

移送費につきましては、項目設定ですが、省略させていただきまして、出産育児一時金です。被保険者が出産した世帯につきまして、一人につき、42万円を限度として、15件分を見込んでおります。

一つ飛んで、葬祭費支給事業費です。お亡くなりになったときに、葬祭費として、一人につき7万円を支給しております。25件分を見込んでおります。

次の後期高齢者支援金等ですが、支払基金に支援金を支出するもので、900万円の減を見込んでおります。

次の前期高齢者納付金でございますが、前期高齢者の加入者数の不均衡を調整するために、加入者数に応じて、納付金を支払基金に支出するものでございます。

二つ飛ばせていただいて、介護納付金です。これは介護保険制度に伴う、国庫保険者としての納付金を支出するものでございまして、こちらも前年度と比べて、800万円の減を見込んでおります。

次のページをお開きください。共同事業費拠出金、高額医療費拠出金、支給事業費になります。こちらは国保連へ拠出金を支出するものでございます。

前年度と比べて、286万5,000円の増を見込んでおります。

一つ飛んで、保険財政共同安定化事業拠出金支給事業費です。こちらも市町村国保間の保険税の標準化や財政の安定化を図るための拠出金でございまして、国保連へ支出するものでございます。

前年度より529万9,000円の減を見込み計上いたしております。

次に、保険事業費、特定健康診査等事業費です。いわゆる特定健康診査及び特定保健指導を実施するための集団検診の費用等になります。

次に、保健普及費です。医療費適正化事業として、被保険者に対して年4回の医療費の費用額等の通知を行っております。

また、人間ドッグ、165人分の助成費用を計上しております。

以下につきましては項目設定等でございますので、省略をさせていただきたいと存じます。

御説明は以上です。よろしくお願いたします。